

議案第18号

三朝町営国民宿舎プランナールみささ館長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町営国民宿舎プランナールみささ館長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年3月7日

三朝町長 吉田秀光

平成18年3月22日 原案可決

三朝町議会議長 牧田武文

三朝町条例第 号

三朝町営国民宿舎プランナールみささ館長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

三朝町営国民宿舎プランナールみささ館長の給与及び旅費に関する条例（平成14年三朝町条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正後	改正前
(給料) 第3条 館長の給料月額は、 <u>561,000</u> 円とする。	(給料) 第3条 館長の給料月額は、 <u>578,000</u> 円とする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。